

のゆゑ、都て商人の心持にて、身分に備りたる人なく、一ヶ月に四日五日の番を勤め、其間には、俳諧、茶の湯、亂舞、琴、三味線など遊興に打懸り、又貸借の世話を始め種々利欲の事を工夫なし、又若輩なる族は、樂なる勤めに倦、放埒ものの仲間に入、夜行をいたし、或は四五日も宿へ歸らず、放蕩を盡し、博奕を事とし、喧嘩を好み、様々下賤に劣りたる行状をするなり、

(註) 「武士の事」の條

〔二五八二〕三省録後編附録下

むかしは侍中大身小身ともに、振舞夜ばなしなどの出合に、其咄しを聞に、古戦のはなし、或は先祖の手柄働き、または當世の武道武藝のせんさく、刀脇差の拵かた、物好の談合、または喧嘩口論強臆の論など、和らぎたる咄には茶の湯のこと、是より外別義なし、依之刀脇差の拵へ利かたをもつばらとし、尤身は數度ためしものにつけ、尺の長短銘々おもひくゝにこしらへ

るゆゑ、たとへば座敷に十人の客あれば、刀の拵へ十色にて、尺も三尺餘より二尺四五寸二尺位までにて一様ならず、近年はかよりの物好もなく、寸も大體二尺二三寸にて、拵へも人並に作るゆゑ、皆同じよふに見ゆる、畢竟武道のたしなみ薄きゆゑとおもはる、されば會合のはなしも遊興利勘、または食物のはなし、其中分別らしき顔色の人は、立身のかせぎかた、手の筋ト筮のはなし、または碁將碁茶の湯はいかい等の咄しのみにて、武道の噂はかつてなし、されどもこれらはおとなしき客の咄しにて、下品なるは三味線・淨瑠璃・歌舞妓役者のはなしなどにて終るもあり、

(註) 「軒のしづ」の條

〔二五八二〕昇平夜話下篇卷之四

紀州頼宣卿、或時字佐美佐助へ仰られけるは、鎚奉行共より、長柄の事を申立候儀、其方も沙汰聞たると也、何と聞候哉と御尋あり、佐助承り、誠に承り

候へども、うかと承り、慥に覺申さずと申上げ候へば、俄に御氣色變り、弓矢の家に生るゝ武士が、武道の事をうかと承り候とは不審なり、茶道、能、猿樂、遊山、翫水の事ならば、うかと聞たる事も有べし、武士が武道をうかと聞たるとは、扱も珍敷事なり、宇佐美駿河守が子孫には似合ざる事なりと、悉く御叱りありけるとなり、

(註) 「雜事」の條第四十三

〔二五八三〕桃源遺事
卷之一上

和學漢學は勿論、諸宗の佛學、神書、醫書、算數、詩文、聯句、詩餘、和文、和歌、武藝等何によらず御存被遊候、天文、地理、禽獸、草木の名、委く御覺、或は上古衣服并器物の拵やう、もろくの武器樂器、および賤しき器物迄もいたしかたよく所存被遊候、亦御細工、御繪、御料理等も、よくあそばされ候、其外御多才の事ども繁き故是を略す、

〔二五八四〕海錄
卷之十五

今吾邦に西洋の學盛んに世に行はるゝ事、近く蘭化、昆陽、白石などより初れる由、人人云もて傳ふ、然れども、已に大永年間の著述にて中國措談といふ書あり、その書、西洋の天文をとなふる權輿とも云べき歟、さて又伊曾保物語と云草子三冊あり、元和寛永の比、やんごとなき方のかゝせ給ふ書と桂川氏いへり、最上氏話なり、此書蠻書を翻譯せし始なりとぞ、此等今の西洋學のよつて起れる所といふべし、近來紅毛雜話、萬國新話、西洋雜記等くさぐさあり、かゝる類の書は、後藤梨春が紅毛談はじめ也、またく萬國の風土人物などかけるは、西川求林齋が萬國人物圖說、華夷通商考など印行せし初ならんか、

(註) 「西洋學原始」の條

〔二五八五〕折たく柴の記
卷上

第四章 教育の内容

我母にておはせし人は、ものよくかき給ひしのみにあらず、歌の道をもつたへ習ひて、代々の集、または物語の類など、我あねいもうとによみをしへ給ひ、圍碁象碁なども、堪能におはして、これらの事をも我に教へ給ひたりき、香爐箱のうち、琴のつめを袋にし、いれおかれしを見し事あれば、これらの事をも、すき給ひしにや、我見まゐらせしよりは、織縫ふ事こそ、女のわざなれと仰られて、年ごとにうつくしき筋のぬのと、いろくのあやあるきぬとを、みづからも織り、人にも織らせて、父にもめさせまゐらせ、我にも給りたりしもの、今もわづかに残れるあり、

〔二五八六〕 問應瑣言

本州庭瀬有女、年甫十一歳、妖麗慧巧、善書及箏、

〔二五八七〕 常憲院殿御實紀

卷五十八

眞田伊豆守幸道は火燧蒲團五、溝口伯耆守重元は東鑑、平家物語、井伊万千代直矩燭臺を獻ず、松姫君御資装なり、

(註) 寶永五年八月廿九日の條

〔二五八八〕 堀ろく子書簡

一しうそくと申雙紙六冊、お仙様へ、 一伊勢物語一部、一さんせ物語一部、此二色おみつ様御二人様へ、 一曾我物語一部、一古今集上下、 一つれく、草上下、りふけい様へ、 一おしゆんさいと申さうしは、江戸の友の方へ被遣被下べく候、 一保元平治物語、おゆりへ、略中 一伊勢物語の評十三冊、一見よし物語一部、右二色そもじ様へしんじ參候、 一こさいふんしゆうと申雙紙我身かき申候、いまだ繪はかき不申候へ共、我身を御らん被成候と思し召、御覽可被下候、略下

(註) 堀半左衛門への遺書

〔二五八九〕明良洪範
卷之十一

島津家の例として女子にても十五六歳になれば馬術なきなた甲冑の着様を教へる事家風也とかや婚姻の時具足櫃を持する事諸侯の中島津家計なり島津家の武備右の一事を聞ても萬事思ひやるべし

(註) 「島津光久綱貴父子の事附その家風の條」

〔二五九〇〕武家義理物語
卷二

八十郎は屋敷に歸り、親にはじめを語れば、是まで歸る所にあらず、最後の覺悟仕れと書狀添て八十郎を乗物にて、傳三郎方へつかはし、此ものそれにて、何やうにも御こゝろまかせと申入、傳三郎請取先座敷に置ば、八十郎が敵とよろこび、母親長刀をつとりかけ寄を、傳三郎押へ、あれより見事につかはしけるを、むざ／＼とうつべき子細なし、ことに我子は十五歳、是は十三にて武道も各別にまされば、申請て此家繼にすべし、是同心ならずば、

其方離別といはれて、男にしたがふ女心、傳三郎よろこび、段々御願ひ申上れば、ためしなきしかた、大望にまかせ、八十郎を傳三郎にたまはり、親子のむすびをなせば、母にも孝をつくしまことの親には二たび、おもてを見あはす事もなく、傳之介と名もあらためて、日毎に武の道に心ざし深く、成人の後、傳三郎娘とあはせ、むかしの恨みなくて、母もこれにふびんをかけて、大代の家を繼て名をのこしぬ、

(註) 「我子をうち替手」の條

〔二五九一〕唐錦
春の卷

我國のふるきふみおほかれど、まづならふべきは、中臣祓、倭姫清記、舊事記、古事記、日本紀のたぐひなるべし、わらはもむかし、歌の學びをこのみし折から、神書もおほくきゝし、なにごとのおはしますかはしらねども、いとたうとかりける、

(註) 「學範第一」の條

〔二五九二〕世事見聞錄
六の卷

武士も右體の行狀なるもの追々出來、娘に踊り狂言を仕込又は自身にも踊り、妻妾なるものに三味線・鼓・太鼓など取りて諷ひはやし、殊に下賤の者共を朋友にして放埒に暮すもの多くあり、その往昔今川氏眞の踊を好まれて、家中の若侍ども踊り帷子様々の美を盡す、逆貧なる士は武器を賣て右の帷子浴衣など調へたるといふ、御當家の人々此事を聞及びて氣の毒に存じ、今川家の武道の衰微を見限りたりと聞、其頃の踊といふは彼盆踊りにて太鼓・打斗りにて外の囃子はなく、能き衣裳もなく、男女の戯れ杯は曾てなし、夫すら武門において未前を見限る程の事なり、今大小名は右の踊り子囃子方などいへる小女美女を數多召抱へて芝居狂言を致させ、放蕩なる眼の慰ものとし、其身に太刀取業は拙くして、踊りの身振藝の手續

きなどは上手に能く知り、別て歌諷ひ三味線を曳く事も能く知れり、以下の侍は右の如く娘に踊らせ、父母姉妹等より諷ひはやすなり、武家に於てすら如此懇望いたす程なれば、町人遊民に至つては無面目にもてはやすなり、此道國々在々に迄行渡りて、奢りに放蕩を盛んにするなり、

(註) 「歌舞妓芝居之事」の條

〔二五九三〕昇平夜話
下篇卷之一

小歌・三味線・踊の類は昔は賤敷ものにして、あがれる人は習を恥けるに、今は武家の子女も女子の一藝と心得て知らざるを恥とす、

(註) 「風俗」の條第十二

〔二五九四〕東照宮御實紀附錄
卷二十二

飛鳥井中納言雅庸卿駿府へ參りしとき、俄に源氏物語を講談すべしとの

ことにて、御茶室にて進講あり、後に又この卿より、源語の内にて祕説とする所三箇の大事を御相傳あり、

〔二五九五〕台徳院殿御實紀 卷廿六

京より船橋式部少輔秀賢かねて搜索し給ふ古書の目録を進呈す、院の御庫に延喜式、百練抄、令、江次第、この外關白秀次公獻ぜし古記の拔萃あり、九條家の庫に新儀式、北山抄、類聚格、壬生官務孝亮の藏に西宮抄、類聚國史等なり、

(註) 慶長十九年四月廿八日の條

〔二五九六〕台徳院殿御實紀 卷卅九

二條にて日野、三條、飛鳥井、冷泉、烏丸等の諸卿に、源氏物語抄の訓譯を命ぜらる、

(註) 元和元年七月五日の條

〔二五九七〕耆舊得聞

安藤内匠爲實初ハ稻津左兵衛尉ト云フ伏見ノ宮ノ諸大夫也世々丹波千年山ヲ領シ居ル其門地歴々ナル事ハ千年山集ニ詳ラカナリ高祖父邦茂ハ伏見親王邦輔ノ庶長子ナリ爲實多藝擊劔刺槍拳法琴笛皆能熟セリ和歌ハ古今集ノ祕ヲ傳ヒ最典故ノ學ヲ好ム

〔二五九八〕寶内密か祕とつ

冷泉大納言殿御息女十歳にて、去暮江戸表え磯宮様御伽として下り給ひ、西丸大奥にましくける、うもん殿と名呼せり、六歳の時、冷泉殿御夫婦御寵愛にて、わが子ならば歌をよめかしと、おくれの髪をなで給へば、六歳にして、いまだ御舌もろくくまわり給わずして、

たらちねのおしゑはふかしにほの海我敷島の浪は音して
と詠じ給ひしと也、冷泉殿も是を奇なりとし給ふとかや、此事堂上にて聞
及び歌のひじり共成給わんと申あへり、

(註)「冷泉殿御息女右衛門殿十歳ニ而和歌秀逸、西丸爲御伽御下向之事」の條

〔一五九九〕年山記聞
第五

姫君○徳川光圀の室は近衛關白信尋公の御むすめ尋子と申まゐらせける○中御生
質の美なるのみならず詩歌をさへこのみ玉ひて古今集いせ物語はそら
におぼえ八代集源氏物語などをよく覺えたまひしとぞまた三體詩をも
暗記したまひけるとぞ、

解 説

嚮に述べた教育の形態並に理想に對應して、江戸時代に於ける武士教育の内容は一般に文道的要素が濃厚になつたが、就中所謂四書五經を中心とする儒教的教科は、常に教育施設に於いてのみでなく殿中乃至は家庭に於いても重要な地位を占めてゐた(一五三三―一五三四)。尤も「少壯までは釋老の書をこの」んで讀んだ家綱(一五三五)、「幼も書を讀み、佛學を最とせられた正之(一五三六)、十七歳の時に至つて初めて「聖人の道」を知つた白石(一五三七)等の例が示す如く、儒教的教科は必ずしも常に凡ゆる家庭に採用されてゐた譯ではなく、佛教的乃至神道的教科も亦ある程度迄重要な役割を持つてゐたのである(一五三八―一五四〇)。而して又國學塾を通して和學の教養を習得した者(一五四一―一五四三)はいふ迄もなく、一般の間にも『源氏物語』、『伊勢物語』等(一五四四―一五四六)に親しむ者もあつたのである。

江戸時代に至つて各種の分野に互つて書籍が普及したことは、町人と共に武士の教科内容の範圍を著しく擴大せしめた。彼等はいかして前章に於いて述べた教育施設に於いて與へられた諸教科の外に、幼少時代から草紙・往來ものの類に親しみ得たのであるが(一五四七―一五四九)、舌切す

すめ、花咲爺、猿かに合戦其他種々なるお伽話乃至「古への聖賢の行ひ、或はやまとの名将勇士のふるまひ」等の語り聞かせられたこと(一五五〇)と併せ俟つて、これらは江戸武士の知的内容が相当豊富であつたことを物語るものである。幼少の折の教科としては、以上の外に、手習が重視されてゐたことは町人と同様である(一五五一—一五五二)。

言ふ迄もなく武士として缺くべからざる武術は前章の教育施設を通しての外は道場・武者修業其地を通じて習得されたが、その内容には劍術、槍術等の外に、騎法、水泳、射藝、鐵砲等があつた(一五五三—一五五八)。更に武士の嗜みとして兵書、軍談書が讀まれ「飯の炊様、草鞋、足中、馬の杵の作り様、繩節を結事」等も亦習得されたが(一五五九—一五六二)、注目すべきことにこれらは泰平の世が續くと共にその性質を變じ、その中のあるものは忘れ去られたのである(一五六一—一五六六)。この點は前章に述べた武士の教育理想が漸次變化したのと軌を一にしてゐる。而して江戸武士の趣味生活が年と共に豊かになるにつけ、彼等の教育内容も亦極めて多岐となり、前代より引續き詩歌、茶の湯、花、能、猿樂(一五六七—一五七三)を始め、俳諧以下一般的町人藝をすら習得せしめるに至つた(一五七四—一五八一)。尤も江戸武士の凡てがかゝる状態にあつたのではない。江戸初期にあつてそれらの藝能は寧ろ副次的なものと考えられてゐたのである(一五八二)。而して光圀の如き博學は例外としても(一五八三)幕府の教化政策に應じて進んで洋學を學び乃至は新兵術の學

習に努めた者もあつたのである(一五八四)。

女子の教育内容は、「女のわざ」として先づ裁縫が擧げられるが(一五八五)、書道、歌道、箏、琴等を始め、草紙類、『平家物語』、『源氏物語』、『伊勢物語』、『曾我物語』、以下軍記物等もその教科をなし(一五八六—一五八八)、尙武の家門に於いては長刀、馬術をも修得せしめ、卿家風の濃厚な家門にあつては、『中臣祓』以下神書も讀まれてゐた(一五八九—一五九二)。而して享保前後からは其の家庭教育の内容に著しく町人風を帯びて、踊り狂言、三味線、鼓、太鼓等を習ふに至り(一五九二)、女子の一藝として、それらの心得なき事を恥とする者も現れた(一五九三)が、これらの事情は、男子の場合と同様である。

公卿の教育の内容は、前代のそれと殆ど變りがなかつたが、この時代に入るや前章に述べた如き幕府の政策に順應して、家學に専心したが(一五九四—一五九六)、武士の風に影響されて武技を修めた者も見出される(一五九七)。而して女子にあつては歌學が重要な地位を占めてゐたが、『源氏物語』、『伊勢物語』等平安朝時代の文學品は男子と同様女子の重要な教科内容をなしてゐた(一五九八—一五九九)。

第五章 教育の方法

〔一六〇〇〕 貝原篤信家訓

右の三條は、我愚蒙の言にあらず、古人意又如斯、我子孫たらん人、必厚く信じ、憤ておもひ、常に心に保ちて守り行ふべし、違背すべからず、各其子とし十五に及ばず、此法を相傳すべし、若幼にして父を喪ふものあらば、其兄及一族の内の長者、其孤子ををしへて此法を傳ふべし、常にふかく秘して他人に聞しむべからず、各其子もまた其子に傳へて、萬世に至る迄永く廢すべからず、若斯法に背く者あらば、大不幸におちて、我等泉下に朽ぬるとも恨み惡むべき者なり、

(註) 貞享三年八月、後書

〔一六〇一〕 あしの下根

あしの下根は、大父君の自ら筆を染させ給ひ、しるし給ふ文にして、大姫村子君の、いときなくおはせし時に、まゐらせたまふところ也、誠に夜の鶴の子をおもふ御心の、いとせちにまします、誠にありがたき庭の御をしへなり、さればこのいましめの御心、村子君にかざるべからず、かたがたも、すべて是を朝夕誦經のごとくして、心にあぢはひたまふべきなり、さるによりてこそ、現子君も書寫して、身にそへられけれ、今、其御方のためにも、是にましたるたから有べしともおぼえ侍らねば、猶このいはれをしろしわきまへて、見給ふたよりともなれかしとおもふ心にまかせ、筆を添ておくり参らせ侍り、

(註) 跋文

〔一六〇二〕 尾張亞相宗春卿家訓

第五章 教育の方法

故に日夜慈悲愛憐の心を失はず、萬事廉直にあらんとおもふ事を、其まゝに和字に書つゞけ、一卷の書となして諸臣に附與す、是我本意を普く人にもしらしめ、永く遂行ふべき誓約の證本なるうへ、正に上下和熟一致にあらん事を欲するが爲に云、

(註) 序文

〔一六〇三〕 和田政勝家訓

右廿五ヶ條之趣、堅可相守者也、

我等事、若年より此條目之通無相違相守、八十迄罷在候、少も事かけ不申候間、隨分々々此旨を可相守候以上、

(註) 後書

〔一六〇四〕 貞丈家訓

右は安齋先生の子孫へ傳へたまふ書也、我も又今五拾九の齡に至るといへども、もとより文盲愚昧にして、教傳ふべき一言なし、故に自筆を以てこれを書寫し與ふるのみ、永く子々孫々にも傳へ、此書の趣を守るべし、努々我が意を空しくして棄捐せしめ、いたづらに虫の巢となす事なかれ、且は我が遺言ともおもひて、夜々燈下にたよりて、深く慎しみたまふべき也、

(註) 跋文

〔一六〇五〕 明良洪範卷之一

細川越中守綱利の臣長岡帶刀は綱利未磨呂と申し、時より補佐の臣として能祖父の家訓を傳へて守立ける成長し元服有て越中守綱利と改めらる

(註) 「長岡帶刀の諫争」の條

〔一六〇六〕酒井隼人家法并家訓

當家代々の法式平被致見分聊不可有違背事、

(註) 「家訓並家法」の項第二條

〔一六〇七〕明良洪範
續篇卷之十

細川幽齋は文武兼備也し事は世に知る所也其自筆にて書記されし覺書を彼家士三宅某が方へ傳へけり軍中並に侍の心得に相成覺書

(註) 「細川幽齋覺書侍の心得條々」の條

〔一六〇八〕昇平夜話
上篇卷之一

又云堀田加賀守正盛侯は慶安年中殉死せられける時嫡子上野介正信侯へ、上野介家中の者は皆汝の手足と思ひ大切にせよ、常々武備怠らざるなと、庭訓せられしとぞ、

(註) 「武備」の條第三十二

〔一六〇九〕明良洪範
卷之十五

其時子供に遺言して士はかりそめにも賤き言行有べからず且命を惜むべからず然れども常には命を大事にせよと云しとかや

(註) 「馬場重助の一生」の條

〔一六一〇〕武藝小傳
卷之三

其後於江州出雲守死去の時家次を呼遺言して曰我子幼稚にして射術の妙傳へからず幸に汝に此道を傳置し事天いまた我弓を墜し給はぬにやとおほゆ我子成長せは汝當道を傳へ射術の道流を繼しめよとしからは又汝か子孫我子を師とし相與に琢磨して此道を天下にかゝやかすへしと云々家次謹而諾し師命おこたらず長子左近右衛門を輔て當流弓道の

妙術を得せしむ左近右衛門も家次をしたひ山科に来て夙夜に此道を習熟すと云々

(註) 「片岡平右衛門家次」の條

〔一六一一〕原總右衛門母書簡

過し別れの折から返すくも母ありと思ふべからずよし申候へども、又立ち歸りわれをとふ事、孝に似た事の不孝たり、とかく我世にあれば、かくみれんも見ざるなれば、我先立ちて死ををしへ、侍の恥ならんことをしめし參候、是も子を愛するの道にもあらんと、女心の一筋におもひ極りて、かくなり侍る事に候、

(註) 總右衛門を勵ます遺書

〔一六一二〕武藝小傳

武藝小傳卷之二 如昔丹小笠原長時貞慶百世孫始貞慶以家傳書對貞與翁貞

小池甚之丞貞成者仕小笠原長時貞慶有功勞故貞慶以家傳書授貞成後貞成仕右近大夫忠政從貞成習諸禮者甚多至今諸州其末流多推曰小池流子孫相續而居豐小倉

(註) 「小池甚之丞貞成」の條

〔一六一三〕文昭院殿御實紀

醫員中條泰安某家につゝしみあるべきよし命ぜらる、これは家傳の書を市井にて講じ、衆人にきかしむべきよし願ひ出しは、見參ゆりたる身に似つかはしからずとの咎なり、

(註) 正徳二年六月廿一日の條

〔一六一四〕折たく柴の記

我物覺しより、教玉ひし事ども多かりしうちに、つねに思出らるゝ事は、男

兒はたゞ事に堪ふる事を習ふべきなり、これを習ふべき事は、何事にもあれ、我きはめて堪がたく思ふ事より堪はじめぬれば、久しくしては、さのみは難事と思ふ事はあるべからざるなりと仰られき、

〔一六一五〕 皇朝二十四孝

七歳の時、威公○徳川頼房に従ひまゐらせ、櫻馬場に行て、死刑に行はれしものを見給ひしに、その夜威公試みに、汝けふみし罪人の首を持來らんやと問はせられしに、義公少しも御氣色かはり給はで、仰のまゝに物し侍らむとて、闇夜に灯をもともさせられず、漸たどり行て、探り得給ひしかど、御力にかなはねば、其髪をつかみてひき來り給ひけり、十二歳にして馬にのり、又水をおよぐことを能せさせられければ、淺草川にゆきて試み給ひしに、いと早き瀬をおよぎて、たゞちに向ひの岸につき給ひぬ、威公其業の勝れたるをほめて、宗近の短刀をぞ賜はせける、

(註) 「源光圀卿」の條

〔一六一六〕 東照宮御實紀 附録卷二十五

紀伊亞相頼宣卿いまだ幼弱におはせしとき、川狩に召具せられ、此川馬にのせて渡らせよと、かしづきの者に仰有て、手綱持しめ口とり付そひてわたしけるに、卿幼き心にもいと危しとおぼせしさま見えければ、人々前後をかゝへて渡し進らせしを御覽じ、臆したることかな、たゞ手放して渡せと宣ひぬ、後にまたいざなはれて出ませしに、小川のある所にて、あれ飛越よと宣へば、卿先の事恥しとや思ひ給ひけん、仰のまゝに飛れしが、とび損じて水中に落入給ひしかども、兼て水底に網を敷て置しめられしゆへ、落るゝとひとしく、近臣等引上進らせしなり、かく御幼稚の時より武邊の事も御教育ありしは、いともかしこかりし御事と、卿の年たけてのち、人に語らせたまひしとなむ、

〔二六一七〕親子草
卷二

先づ親の命を背き勘氣を請候へば、親の知人の方へ行候ても、親の勘氣いたし候者を一夜も留置不申候、依之己が懇心の所へ行居候に罷在、何れへ成とも奉公にても可致頼候ても、奉公に出候にも受人といふもの無之候ては誰も置不申、親の勘氣を請候者は、たれも生身の請人には立申者無之候に付、仕方なく一日々々と日を送り候内、是も居候を置程の者は今日を漸く暮し、或は身の上不正の者に付、居候の者を成丈はぎ取り、もはや立のまゝに成候へば、何れ成とも、勝手次第可罷出と突出し候に付行方無之、依之人宿え懸り、中間奉公を致迄には落ぶれ申候、

(註) 「藏宿棄捐之事」の條

〔二六一八〕武功雜記
下

左衛門尉十四歳ニテ諸大夫トナル少々仕付方ヲモ習ヒ候トテ小笠原丹

齋ニ御ツケ候

〔二六一九〕明良洪範
續篇卷之一

坂部三十郎は元祿年中火消役仰付られしに、是はよき戦場の稽古也とて常に長子を歩行供の中に入れて連られ、此度此御役を仰付らるゝ事、其方が幸ひなるぞ江戸にて育つ士は疊の上にて育つ故、荒土を踏む事も無く又水火の苦しみに逢はざれば、身體柔弱にして壯健ならず、武士身體壯健にして心強勇ならざれば、大事の時の御用に立ず、此度仰付られたる火消役は晝夜風雨の分ちなく、火事場を馳歩く事よき戦場の稽古也、火事さへ有れば遠近大小の差別なく、早速乗り出しけると也

(註) 「坂部三十郎の剛勇」の條

〔二六二〇〕明良洪範
卷之二十五

第五章 教育の方法

壹岐守幼年の時は佐竹左京と云て本庄に居住せり嫡子右京大夫は下谷鳥越の屋敷に居られける夫人の云れしは親の愛は常の事也兩親への孝行は彼等が心に在りて教て成しむるに及ばず兄を敬ひ弟を愛するは父母の教へてなさしむべし左京に教へて三日に一度づゝ兄の右京大夫方へ参りて起居を訪べし兄を尊敬する道也寒暑風雨を厭ふ事勿れ是弟に付られたる其身の勉めと思ふべし右京大夫も左京参りたらば随分是を惠み稽古事も共に修行せらるべしと教諭せらる夫より左京は風雨霜雪を厭はず其日限を違へずして馬にて往來せらる左京は幼年にて且病身なれば家老共いとをしと思ひて父君へ申すことは是を憚り夫人へ局を以て目見を願ひければ夫人對面せらる老臣梅津某申は左京様御事未だ御幼年にて三日に一度づゝ下谷迄兄君の起居を訪玉ふ事御幼少と云ひ其上御病身なれば甚だ御痛はしく思ひ参らす風雨霜雪の時は必しも三日めに御出迄には限るべからず天氣晴て後御出なされても宜しから

んと同職共と相議し候て此事を願申候と云ば夫人の宣ふは何れもの心づかひ甚だ満足せり去ながら其方達の心の付處違ひたる様に思ふ也其故は人の親として子をいつくしみ思ふ事他よりは一倍不便に思はる其方達も此處を定めて推察せられての事ならん能考へて見られよ今にも上様へ召仕はれんには寒暑の厭ひなるべきや若年の時より格式を定めて馬にも乗風雨霜雪にもあたりて苦を知てこそ樂を知るべけれ今は共に太平の御代に生れ合干戈を忘れ甲冑を帶せぬ時節なれば三日に一度づゝ右京大夫が宅へ勤をなして夫より三日の休息致すはいとのどやかなる事成べし其方達が先祖は戰國に生れ艱難辛苦を経て忠勤せられ中將様も共に野陣を張玉ひ寒暑霜雪の厭ひ晝夜の怠なく守衛せられしは未だ遠からぬ事也苦と思へば苦也かん暑霜雪をいとふは老人隱居の身なるべし左京病身にて是等の事を辛苦と思ひ世に見たをされ命終りなば是非もなし武將と生れて何か鞍馬を忘るべき馬は折節乗て色々の鞍

心も知るべし今の時節の艱難辛苦は昔に引くらべて見べし甚心易き事
ならん必表杯へ申さるゝ事勿れ諸事怠なく勤められよと能々諫らるべ
しと有ければ梅津甚感服して退去す

(註) 「佐竹義隆の夫人」の條

〔二六二〕明良洪範
卷之十六

石谷土入或日太田某の宅へ訪來る亭主太田は石谷老人訪來られしを大
いに悦びて饗應せられて後長子と呼びて石谷に面會させける石谷御子息
は何歳になられ候やと問ふ太田答て十四歳也と云石谷問て甲冑は拵さ
せ給ふかと云太田答て未だ申付ずと云石谷曰愚老昔鳥原一亂に出陣せ
し時或陪臣十三四の悴を連て戰場を往來せしを見し事有りし其有様父
子共に一と器量有る者と見受候武士たる者は子供なりとていつ迄も家
にばかり置ては大事の時の用に立ず候御子息にも早く甲冑を與へられ

候へと申されける

(註) 「石谷土入の説話」の條

〔二六三〕明良洪範
卷之九

大猷公の御代に或人一長子に元服させんとて或老人に相談しけるに老
人曰元服の大法は十五歳なれど其子による也譬ば歳は十五になるとも
身體小がらにして柔弱内氣の者は十六七迄延置て宜しからん又歳は未
だ十四なれど身體大がらにして諸事取廻し方並々ならんは十五に至ら
ず共前髪取て宜しからん其譯は元服すれば他人の扱ひ大人の扱ひ也其
時言行不調法なる時は愚者とせらる又前髪有て諸事取廻す時は出過ぎ
者などと他人にいはる渾て人は初對面の時が肝要也初對の時愚者と見
る時は生涯其放れぬ物也故に元服は其子の年齢と言行とを能見聞して
其時節を失はぬ様にすべしと申されける

(註) 「元服の心得」の條

〔一六二三〕明良洪範
卷之二

石谷貞清入道土入方へ或御旗本の子息を同道し參られ忤儀此頃具足の著初め致させ候貴殿には度々功をも立られ候御事ゆへ何事にても心得に相成る古實の儀是あり候はゞ御指南給り候へと頼まれける土入申されけるは場所に逢ひたる者はよき事も覺へ候様に何れも思召候まづ具足など着するに何の替りたるは御座なく候諸人の存じたる通りに能き候色々の早著の法など申し仕懸け置き様も是れあり候得共若夜討の氣遣ひ心元なき時には何にても具足を著ながら寄かゝりてやすみ申が第一の早具足是より早き事はなきなり扱序に物語り申べし大阪落城の節切腹の死骸夥しき中に具足はぬぎて佩楯したる死がひ是れあり候落城の後城中にて生捕の者申けるは眞田大助自害の節に佩楯をも取り候

へと側より申ければ大將たる者の腹切には佩楯は解かぬものなり我も眞田左衛門が忤なりとてはいたてきながら自害致され候此のはいたての死がひこそ大助に候とまのあたり承りし者とと落涙しけるとなり若輩ながら流石左衛門が子息ほど有りてかゝる事をも習ひ知りいそがしきらく命の折から能心付て氣なげ成る體を皆人感涙に及び候か様の事は武士の承り置き事也と物語られけり武府京橋三丁目に渡邊安入と申書林の此土入老人と相口にて不斷參り伽ぎ致しけるが其節も參り居て次の屏風の陰にて聞たると直に語りける

(註) 「石谷入道土入の具足著の物語附眞田大助が討死」の條

〔一六二四〕武家七徳
前編卷四

池田備中守長吉は輝政の弟、因州鳥取に封ぜられ、子息長幸又備中守と稱し、備中松山に轉封す、其子長常天性勇敢にして武藝を嗜み、最も諸士を愛

し、常に先代已降の老士を集め、政事を討論し、或は軍備を講習し、○下

(註) 「戦兵下」の條第十七

〔二六二五〕 島津綱貴教訓

我家島津之先祖豊後守忠久は、右大將頼朝公之長庶子にして、文武之達人也、其文徳及武功、東鑑に載る昭々たり、文治二年之春八歳にして、島津之御庄薩隅日三州に封を受、同五年奥州之泰衡退治之節、先陣之大將に命ぜられ、無事故逆賊を討亡而領國に歸る、以仁義民を撫給ひしかば、其積善之餘慶五百年來至于我等二十代相續而三州を領し、且又代々と先祖志を武將之家を言に、決而文武に不暗故也、

(註) 後書の一節

〔二六二六〕 劔法略記

はたこの劔の手ぶりのことゆへは、三十とせあまり先つ年より人々にそのかさされて、かたかどを教へさすも嗚呼なりける、されどこは假初のわたくしごとにはあらず、畏くも君の御備への千萬のかたつはしにもなれかしと思ふ心より、ものせしわざなりける、さればあやめもしらぬうなみどちを教へ導くわざを年久にもせしに、近き頃は公ごとの繁くて、其事のみにかかづらふ事のえならざれば、ことにわざに理りに、つばらに教へまほしと思ふより、先つ頃より燈火かゝげつゝ、教へ書をこれかれ記して、道のかけはしとはせしに、この種々なれば彼方此方と分かれて、其ふみをか集めてよく見ざれば辨へがたし、さればいま其條々のかたつはしをいさゝかづつ書集めて、この書を見んには一わたりに事の大かたの目安からんとはするなり、今より後この書にたよりて、委しくは夫々の本つ書をたづねてことよく知りて學びの道を得べし、かゝる種々の事は知り得るもくだなり、知り得ずしても事足れりといふべき人の有べけれど

も、こは畏こくも打ちつゞき治まれる御代の御恵みには、文學びの道々などは、おのづから開け明らけく成ゆくに、武夫の道々は次々に怠るもの多ければ、暗き方に移りて、宵のほどより寐るのみか曉迄も知らずゐぎたなき人の多ければ、あと□たらぬ夢のみ見るに、その夢おどろかされて、明け行空の日の光をも見知りて、波のよるより汐のひるまにうつりねかし、

(註) 「自序」の一節

〔二六二七〕 一刀齋先生劔法書

當傳之劔術、先師一刀齋より以來、事理不偏を主要として、劔心不異に至る所之傳授を祕書とす、予當流の末葉として此術を學ぶと云へども、愚才不功にして其妙所を知らず、雖然弟子之執心黙止がたきに因て、傳來事理の大方、今改めて一紙に是を記す、

(註) 前書の一節

〔二六二八〕 小兒必用養育草 卷六

日本にても、大名高家の奥方へ、その付々の役人の子共を、六歳までは、男の童をも、鍵かぎの口の内に入出入をゆるすなれども、七歳の正月よりは、かたく禁じて、いれざる作法なり、是れ中花ちゅうかの禮にかなひたる事なるべし、

(註) 「男女の小兒に教誨の説」の條

〔二六二九〕 台徳院殿御實紀 卷四十九

國松君は、このほど鐵炮を稻富宮内重次に學ばせられしが、けふ西城の滄の邊に鴨のゐてありしを、かなたの橋の上より鐵炮にてうたせたまふに、あやまたずうちあて給ひ、みづからも深くよろこび給ひて、御母上のかたへまいらせらる、御臺所またよろこばせ給ふ事大方ならず、この夕さり御臺所御かたへ、御所わたらせたまひしに、かの鴨をあつものに調じて御酒すゝめられ、これは國が手づから得たるよし聞え上給ひしかば、御所も御

心よげにて、さるにてもいづくにてか得たりけん、と仰ありしに、そのさま御物語ありしかば、聞し召もあえず御箸を投すてたまひ、なにももの、供に候て、かゝる不思議をばふるまはせたりけん、抑この城は父御所のあらたに修し築かせ給ひ、我に譲らせたまひ、我また竹千代にゆづるべき所なり、それに國が身として、その城にむかひみづから鐵炮をはなつこと、上は天道にそむき、且は父御所神慮のほどはかりがたく、下には竹千代のきかん所は、かりなきにあらずと、以の外御氣色損じ御座をたゞせ給ひ、かの御供にさぶらひし人々、たゞされ御勘氣を蒙りしとぞ、

(註) 元和四年十月九日の條

〔二六三〇〕武藝小傳 卷之五

典膳到伊藤之旅館、欲決勝負伊藤許諾、及刺擊無可當伊藤之術、故乞列門下、伊藤諾終教其技術、而赴他邦、翌年又到典膳之館、而更授其妙術、曰欲輝技術

於天下、則可與我遊諸州矣、典膳諾、遂從伊藤赴於他邦、

(註) 「神子上典膳忠明」の條

〔二六三一〕甲子夜話續篇 卷十七

武者修行の士、或村に行かゝりしに、一村こぞりて眉を擧め、ある武士云ふ何ごとぞ、村夫ども答ふ、村奥の古屋鋪に近頃化物住みて、その處にいたる者なし、武士云ふ、幸なり、某往て退治せん、村老喜び、さらば頼み奉らん、士曰、今宵赴くべし、酒肴を携へざれば、獨夜を奈何ん、村老美物を調へ、これに與ふ、士即携ゆき、妖宅に入る、いかにも荒蕪蜘蛛甚し、土屋に上り、孤座して、埃つ深更に及べ、共一異のあるなく、樹聲溪音亦常なり、士寂寥に堪へず、かの杯盤を出して、獨酌して、陶然として、玉山を傾く久ふして、目醒て見れば、旭日杲々、迺大笑して、罵り、化物屋鋪何ぞ出る者なきと云へば、天井のうへに聲ありて、夜闌曉前、我が出る時、汝醉眠して知らず、

〔一六三二〕病問長語 卷二

虚無僧は天下の勇士の武者修行に出るもの、或は復讐の心がけあるもの一時の隠家として不入守護の宗門に依て、諸士の席を定め置き、何時にても還俗せしむ、これに依て修行の節、舟橋の通り、觀ミヤの場も自由たるべしと、慶長年中、有司の令ありければ、その時に當て深意ありて立おかれしことと思ふ

〔一六三三〕柔話

清池院夫人築山の御方の甥にして、岡崎清龍君盛徳院加納姫君には御従弟也、母は同姓肥後守氏義女と云、成長して、武藝修行に心を入、專刀槍の業に達ければ、天下の良師に逢て學び稽古し、猶琢磨の功をつまんと國々偏歴し、肥前國長崎に到りけるに、もろこしの拳法に習ひ、捕手といふ業する老人有、是に従ひ、是を學びき、

〔一六三四〕劔法略記

古は武者修行といふことを、人々つねに心にかけてせしことなり、是は遠近にかぎらず國々へ行て、其地其所にて名聞えしかたをとひたづねて業學びなどを試み、こゝかしこにとゞまり學びならはしたるに、其まことは國々の風俗國主城主の様子士卒の強弱和不和兵器のたしなみかたをも見聞し、かつ地理をもはかりしることを心とするわざなるに、人としては身分によりて其ことのなしがたきもの有なれば、かくざまの人は、我家を出ずして居ながらしくはしく其ことを知り、わざを學び他を試んには、おのれが方へ他國のものを引付て其人をなづけて其さまをしり、且は諸流のよきかたを集めて我身にそなへ、又近き程に手達あらんには夫を友として、居ながら風俗を初め國々の有さまをも辨へ、かつはみづからの國の武威をしめし他國へひゞかせ、門戸を出ずして修行せしこと古の例ひ也

(註) 「武者修業のことゆへ」の條

〔一六三五〕二 劍法略記

今世にも國々より修行者などといひなして、出こしものも年毎にあれど古にかはりて劍の手わざのかたはし學びをいさゝかならして、夫のみにてことたるとおもふにや、何ごとをもとひたづねず、略○中されども略○中 國々の風俗のさまその所々の地理などのことは、心にとむるとはなけれども、おのづからいさゝかは知れるもあり、

(註) 「武者修業のことゆへ」の條

〔一六三六〕武藝小傳
卷之三

片岡家譜曰片岡平右衛門家次者累代城州山科の里安祥寺に住居し射藝に遊ぶ事多年其比江州に吉田出雲守入道露滴とて射術の名譽舉世稱之家次其達人たる事を聞て雲州を山科に招待し家の傍に小屋を構て尊信して指導を受晝夜寢食を忘れて學習星霜を重ね終に射術得心して一流

の目錄口傳をゆるさる修練の功彌積て後洛の蓮花王院の堂を通し且遠矢を射る事四町に至る於是に雲州其器にあたる事を感じ則印可を授與し秘傳儀奥を示さると云々

(註) 「片岡平右衛門家次」の條

〔一六三七〕武家義理物語
卷二

兵右衛門は江戸に罷在うちに、世間の事どもうち捨て、たゞ一念に伯父の敵うちたき願ひばかりに、朝暮武藝はげみ、毎日兵法の師の許に相勤めけるが、何とぞ武運にかなひ、島川太兵衛にめぐりあひたき諸願をかけ、略○下

(註) 「身體破る風の傘」の條

〔一六三八〕折たく柴の記
卷上

十一歳の時に、我父の友に關といひし人の子どもは、太刀打のわざにすぐ

れて、人にをしふる事ありしを、我にも此わざをしへられん事を望みしに、わぬしいまだいとけなし、これらのわざ學ばむ事遅からずといふ、さこそ侍るべけれど、太刀つかふ事すこしも心得ざらむには、刀脇ざし腰にせん事誠に不用の事にやといひしかば、のたまふ所誠に然なりとて、一つのわざを傳へて、習はしめたり、かゝりしほどに、其年十六になりし者の神戶といひしものなり二男 我と藝を試むといひしかば、木刀をとりて、三たびあひて、三たびまで勝事を得たりしにぞ、人々もまた興に入てわらひたりける、

〔一六三九〕上 蟹の燒藻

十二の歳、弓馬槍太刀の業を學びはじめてより後は、彼の業のおもしろくて、日々あくがれ稽古に出あるきつゝ、荒きわざにのみ身をくたきて、月日を送り侍りぬ、されは幼き時習得し四書五經のたぐひも、四五年が内に忘侍りけり、其後十六になりて、いとまある時彼書籍をとり出て見るに、いさ

さか滞ることなくすらくくとよめたり我ながら奇妙なることに覺えたり、昔習はざりし書なんとも、滞りなくよめて荒増は其心をも會得する様に覺たり、無點の書唐本など人の持たるをかりて見るに、儒者などの如くにこそなけれ、よくく考へ見れば、よみとくことも出來ぬ、されは幼き時母の丹精ありしことの思ひあたりて、于今書を見る度に有がたく覺え侍りぬ、

〔一六四〇〕 全樂堂日録

御家中童子素讀、御物見にて御座候處、御在邑中世話役不行届に付、今朝より私宅にて稽古相始、

(註) 天保二年七月十八日の條

〔一六四一〕 世の手本

阿部備中殿家にて毎月朔日諸士を會し家の法令をよみ聞す何れの家にも左様に有度きことに候其家に生れたるもの存じたることなれど大勢の中にて讀きかすれば別て身にとりて氣をつけ傍輩と勵合ふ心も生ずるものに候

〔二六四二〕大猷院殿御實紀 卷廿

世に傳ふる所、忠輝朝臣北の方は仙臺黃門政宗の息女なりしが、その腹には子なくして、竹の局といへる女房の腹にこの息子は設られき、母子共に岩槻にあづけられてある間に、この局ものよく書しかば、手本を得て學ぶ者多し、阿部が家士東西海孫左衛門といふものゝ女子十二三ばかりなるをも、手習の爲とて、常に局のもとへつかはし置けるを、重次聞付てかの女子を追出さしめ、父の孫左衛門にも腹きらせけり、徳松丸この事を大にいかり、かゝるふるまひに及びしとぞ、

〔註〕 寛永九年八月十八日の條

〔二六四三〕授業編 卷之一

農賈ノ子ドモハ、世ニ云フ寺子屋ヘ遣ハスコトモチロンナリ、士族ノ子ハ然ルベカラズ、其故ハ、京都ニ寺子屋モツトモ多シ、イカニモヨキ手跡モアレドモ、トカク書札手紙ノ書方ツマヤカナラズ、文言モ、今日武家通用ノ式ニアラズ、故ニ京都ニハ、書札手紙ノ代書ヲ、打任セテタノムベキ人スクナシ、田舎ノ城下ナドニハ、市中ニモ書札ヲヨクシタ、ムル人反テ多キハ、三都ノ如ク寺子屋多カラズシテ、藩中ノ士人祐筆ナド稱スル人ニ、手本ヲ乞テ習フ故ナリ、

〔註〕 「學書」の條

〔二六四四〕近世畸人傳

十七歳のとき、京より禪僧來て論語を講ず、その地の士風武を專にし、文學の業を弱とし、敢てきくものなし、唯先生獨往て聽受す、論語上篇を終て僧京にかへりし後、又師とすべき人のなきを憂て、四書大全を購得て熟讀す、然れとも他の誹謗をはかり、晝は終日諸士とまはり、毎夜深更に及び二十枚を見るを業とす、

(註) 「中江藤樹」の傳

〔一六四五〕本朝武藝小傳 卷三

家延幼稚より此業に身を委ぬ、文才拙き事をかなしみ、凡藝術は事理兼備せずしては妙處に至り難き事を知て、壯年の後手跡を習ひ讀書を勤め、或時は五山の碩學に參禪して奥旨を探り、或は諸宗の智識に謁し顯密の法を尋問、或は京尹の記録所に往て獄訟曲直を密に聞て、射法の一助とせん事を欲す、然ども猶不慊おもひ、其頃洛の鴻儒人見卜幽を我亭に招き、聖經

賢傳を講習せしめ、中庸に至て未癸已發の理を聞て射の微妙を開悟すと云々、

(註) 「片岡平右衛門家次」の條

〔一六四六〕耆舊得聞

佐々助三郎宗淳字子朴號十竹齋初僧トナリ宗淳ト名ク京妙心寺ニ在リ經錄ヲ閱シ頗ル其理ヲ解ス自ラ謂フ躬行ニアラサレハ不可ナリト笈ヲ負ヒ笠ヲ擔ヒ四方ニ雲遊シテ明僧隱元以下南都北嶺高野檜峰等諸家ノ名僧ニ遍參シ持律刻苦シテ教相皆其室ニ入ラスト云フナシ、

〔一六四七〕賀茂眞淵書簡

小次郎様當年御八歳に被爲成候に付御手習始可被遊候依て御祐筆其外之見せ手御覽之上とかく衛士か手跡は風雅にて候間手本上候様と被仰

付候へども拙者は習無之候間十度書候へは十様に成候故御手本には成間敷と御斷申上候へどもとかく御請可仕由にて先日御家老中被仰付候依之又一つ御用多成申候御始は暮中に可有御座候當秋は御簾中様御のそみ被遊候間信姫様へ御手本も上候様には是は御前にて御直に被仰付候冬も御手本上御清書も直し上候御表様之御用にて當春いせ物語注を被仰付候而少々書候内又別に思召有之萬葉中之短歌百首撰出し候て上候上其注を先可仕由に而秋以來宿にてかゝり此節漸草稿畢清書にかゝり申候

(註) 寶曆二年十二月十八日、梅谷市左衛門宛書簡の一節

〔一六四八〕明良洪範
卷二十四

春日局は明智日向守が臣齋藤内藏助利三が娘也幼名は福と云り○中略關東にて若君御誕生により然るべき御乳母を京都におひて求めらるゝに

みな人關東をおそれて誰も召に應ずるものなきゆへ粟田口に札をたて尋ねもとめらるゝことを聞て此女上京して板倉伊賀守勝重に寄て我等がごとき賤しきものにても宜しく候はゞ關東へ罷下るべしといふ勝重も俗姓といひ夫と云何れも武名高を以て許諾せられ速かに關東へ下し○中略猷廟○家光の未だ竹千代君にてまします時大御臺所様にはさして愛給はず國松君のみ御寵愛有せられし故御威勢盛んにして兄君は御勢ひ衰へさせ給ふに春日局深く歎き思ひ竊に伊勢へ參宮せられ駿府へ立ち寄右の趣を委敷侍女英勝院尼に寄て神祖○家康へ告げ奉りけり其後神君の御放鷹として江戸の御城へ御入にて其時に竹千代君を世子に御定有べき上意にして是より國松君の御勢ひ衰へたり世俗諺に春日局の拔參りと云しは此時の事なり

(註) 「春日局の事」の條

解 說

教育施設の發達普及に伴つて、江戸時代の武士教育の方法は一面に於いて漸次組織化されたが、從來の方法も亦併せ用ひられた。家訓を遺す方法はこの時代に至つて大いに普及し、適當のものは他家の家訓をも採用するに至つた程であり〔一六〇〇—一六〇四〕、且つそれらは相當尊重され又嚴守されたが〔一六〇五・一六〇六〕、全體的にみれば中世のそれよりは形が整ひ、その對象も臣下に迄擴大されて來てゐる〔一六〇七〕。而して家訓の外に父母乃至師に依つて、遺言・庭訓が屢々なされ、直接的具體的な教育の効果を生んでゐたことは中世と同様であり〔一六〇八—一六一一〕、家に依つては家傳書なるものが相傳せられて、家々の特別な家職が保たれたことも亦中世時代と軌を一にしてゐる〔一六二二・一六二三〕。

家庭訓育の方法は、白石、義公、頼宣卿の場合の如く徹底した硬教育法がとられた事もあり、時には勘當といふ非常手段もみられ、更に躰の爲に他家に預ける場合もあつたが〔一六一四—一六一八〕、泰平の時代たることを特に意識した上で武士の子としての訓育を試み〔一六一九・一六二〇〕、假令意識しなくとも矢張り如何にも江戸時代らしい方法をとるものが多かつた。古老を特に尊重し

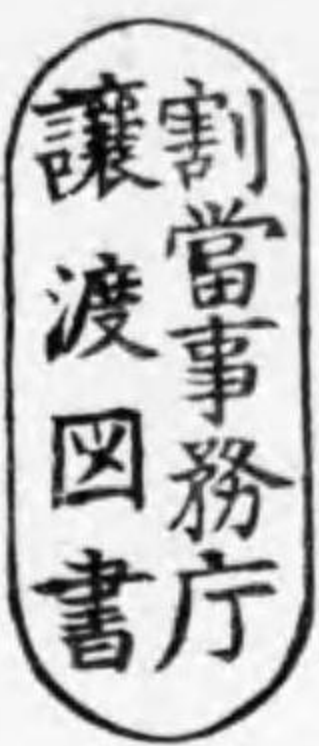
彼等の懷古談を通し、或は又先祖の武功を特に記述すること等に依つて尙武の精神を鼓吹したのは即ちその一例であらう〔一六二二—一六二五〕。この事は武術師範がその弟子に祕傳を相傳するに當つて、書籍を以てする形式が現れたこと〔一六二六・一六二七〕と相俟つて、近世的特色を示すものといへるが、男女を峻別し、兄弟の別を明かにしつゝ、訓育に當つたことも當代の儒教的色彩を如實に物語るものである〔一六二八・一六二九〕。

前代に引續いてこの時代にも武者修業が行はれたが、修業者は虚無僧などに姿をやつして諸州を遊歴し、技を磨き膽を練つたのである〔一六三〇—一六三三〕。而してその習得せんとする武技は必ずしも一定してゐたとは言へず、それは武術以外の知識獲得の機會ともなつてゐた〔一六三四〕。尤もかゝる武者修業といふ方法は近世に於いては寧ろ特別な方法であつて、家庭に道場を設け乃至は家庭から道場に通ふことが寧ろ主體をなしてゐたが〔一六三五—一六三七〕、彼等が武術を習ひ始める年齢は大體十二三歳頃であつた〔一六三八・一六三九〕。

文道は嚮に述べた如き整つた教育施設以外では、主として父母の指導下に家庭に於いて習得された譯であるが、特に女子にとつて家庭は重要な教育機關であつた〔一五三〇—一六四一〕。而して家庭以外としては、更に次編に述べる寺子屋に通ひ或は又適當な師に就いて習字其他を學んだが〔一六四二・一六四三〕、更に又僧侶より教を受けた場合もあり、心學が興隆してからは道話を聽問す

ること等もあつた〔一六四四—一六四六〕。

江戸時代の武士の教育に於いて、御手習始め乃至は元服等の定まつた儀式が行はれたことは前代と同様である〔一六四七・一六三二〕。但し、注目すべきことは中世以來漸次その年齢が加はつて来た元服の時期が、江戸時代に入つてからは更に延びて「元服の大法は十五歳」と言はれるに至つた〔一六三二〕ことである。更に、この時代に乳母が教育上の重要な役割を演じてゐたことも中世と同様であつて、春日局の如きはこの時代に於いて果し得た乳母の教育的感化の偉大さを物語る代表的なものであるが〔一六四八〕、男子の守役が種々なる指導に當つた場合も見出される〔一一六二・一一六六〕。



昭和十二年三月二十五日印刷
昭和十二年三月二十八日發行

東京市品川区上大崎長丸二八四

國民精神文化研究所

電話高輪(44) 二二九〇一
二二九〇八
二二六〇〇

(共同印刷株式會社印刷)

終